



- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」  
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>
- ◇ 評価結果の通知：2026 年 11 月 20 日(金)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

##### (1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

##### (2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

|           |               |
|-----------|---------------|
| 類似業務経験の分野 | 給水分野に係る各種評価調査 |
| 対象国及び類似地域 | ヨルダン及び全途上国    |
| 語学の種類     | 英語            |

#### 5. 条件等

##### (1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、本業務の成果に基づく協力事業への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

ヨルダンでは水資源が極めて限られる一方、人口増加等により水需要が増大している。限られた水資源を有効に活用し、持続可能な給水サービスを提供するため、無収水の削減、配水管理の改善及び水道事業体の経営・財務能力の強化が重要な課題となっている。

水・灌漑省 (MWI) が水セクターの政策・戦略を統括し、ヨルダン水道庁 (WAJ) が水道事業の監督等を担っている。南部では、アカバ水道公社 (AWC) 及びマアン県、タフィーラ県、カラク県の水道事業体が給水サービスを担ってきたが、運営管理上の役割分担、人員・予算配置及び能力強化成果の定着が課題となっている。

ヨルダン政府は、アカバーアンマン海水淡水化・送水事業 (National Conveyance Project : NCP) 及び関連する送配水施設の整備を進めている。新たな水供給の効果を持続的に発現させるためには、施設整備と併せて、無収水削減、配水運用、維持管理、エネルギー効率及び料金収入の改善を進める必要がある。

JICA は、南部地域無収水対策能力強化プロジェクト、マアン県の給水監視・制御に係る協力等を通じて、AWC 及び南部地域の水道事業体の能力強化を支援してきた。これらの成果の定着状況、研修で習得した能力の実務への活用、現場活動に必要な人員・予算の確保、WAJ の業績モニタリング等を確認し、継続的な事業改善につながる支援を検討する必要がある。

また、AWC と南部 3 県の運営管理体制については、管理契約の更新等に伴う責任・権限、研修機能及び監督体制の変化を確認する必要がある。水セクターに係る情報収集・確認調査の結果、NCP 及び関連施設整備、他開発パートナーの支援計画を踏まえ、支援対象地域・事業体の成長段階及び協力ニーズを評価することが求められる。

本業務は、JICA のクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」の推進に向け、ヨルダンの水道事業体の成長段階、課題及び協力ニーズを評価・分析し、重点的に支援すべき地域・事業体、支援内容及び優先的な協力候補を整理することを目的とする。MWI、WAJ、AWC 及び南部 3 県を主な対象として、NCP 等との相乗効果を検討し、ヨルダンにおけるクラスター・ロードマップ及び今後の JICA 協力に関する提言を取りまとめる

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、MWI、WAJ、AWC 及び南部 3 県（マアン県、タフィーラ県、カラク県）の水道事業体を主な調査対象とし、ヨルダン国内でこれまで実施した協力の経験・教訓を踏まえ、他の調査団員等と協議・調整しつつ、同国におけるクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」の推進に向けて必要なデータ・情報を収集・整理する。また、水道事業体の成長段階及び課題及び協力ニーズを評価・分析し、重点的に支援すべき地域・事業体、支援内容及び優先的な協力候補を整理する。その上で、優先的に進めるべき協力について、評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）の観点から支援の必要性、実施可能性及び期待される効果を分析する。なお、評価の方法については監督職員と確認する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （１） 準備業務（2026 年 12 月上旬～2027 年 1 月下旬）

- ① ヨルダン側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA グローバルアジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」を理解する。
- ② 既往協力や調査の報告書、ヨルダン国内の政策・計画及び NCP 関連資料等を収集・分析し、協力の背景、成果及び残された課題を把握する。我が国及び他開発パートナーの協力状況を確認し、以下のレビューを行う。なお、過去に実施した情報収集・確認調査において、調査された結果を極力活用し、適宜、更新する。
  - ア) 実施機関・関連機関等の上水道に係る政策・計画状況
  - イ) 実施機関・関連機関等の上水道に関する他開発パートナーを含む既往、計画中の関連案件
  - ウ) 実施機関・関連機関等の組織体制（組織図含む）、部署別人数、各人の専門分野、業務経験等
  - エ) ヨルダンの水道事業体の成長段階と無収水・配水運用・経営財務・顧客管理上の課題、実施機関・関連機関及び住民の役割・関係性・所掌業務
  - オ) ジェンダー平等に関する取組状況（ヨルダン及び対象地域のジェンダー推進に関する組織・制度等）

力) 対象地域の貧困層／障がい者を含む脆弱層の概況、人権課題

- ③ MWI、WAJ、AWC、南部 3 県の水道事業体及び他開発パートナーに対する質問票（案）（英文）を作成する（社会・ジェンダー調査の対象及び質問項目を含む）。成長段階の把握に必要な業績指標、組織・財務・顧客データ、研修成果、NCP 関連計画及び運営管理体制の変更を確認項目に含める。現地派遣前に発注者に提出する。
- ④ 事業体の成長段階及び支援優先度を判断する評価・分析の枠組み、クラスター・ロードマップの構成及び協力候補の比較項目（案）を検討し、現地派遣前に JICA に提出する。
- ⑤ JICA による対処方針（案）及び協力の方向性に係る論点整理資料の作成に協力する。
- ⑥ 対処方針会議等に参加する。また、議事録（和文）を作成し、JICA に提出する。
- ⑦ 発注者とジェンダー分析方針について協議を行い、調査におけるジェンダー分析方針を合意する。なお、情報収集の際、受注後に発注者から提供されるジェンダー分析の想定案を検討する。また、現地業務におけるジェンダー分析項目を含む簡易的な社会調査のアンケート案を準備し、発注者と合意する。

## （2）現地業務（2027 年 1 月下旬～2027 年 2 月中旬）

- ① JICA ヨルダン事務所等との打合せに参加する。
- ② MWI、WAJ、AWC、南部 3 県の水道事業体及び他開発パートナーとの協議・調査に参加し、評価・分析分野の調査方針を説明する。先方の意見を踏まえ、支援の必要性、優先順位及び実施可能性を整理し、協力の方向性について論理的な結論が得られるよう支援する。また、議事録（和文）を作成し、JICA に提出する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集し、現状を把握し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
  - ア) 既往協力の成果・残された課題及び支援ニーズ、無収水・配水・料金徴収・顧客サービス・財務・人材育成の状況、主要業績指標 (KPI) の基準値及びデータの信頼性
  - イ) 関連する開発計画、政策、制度
  - ウ) 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模・配賦、料金収入・未収金・費用回収、維持管理・研修  
予算及び業績モニタリングの仕組み。AWC と南部 3 県の運営管理  
体制、WAJ の監督、研修所管部署等の役割・責任の変化を確認す  
る。

エ) NCP 及び関連する送配水施設整備の進捗、対象範囲、給水・配水運  
用への影響並びにドイツ国際協力公社 (GIZ)、米国等の開発パート  
ナーによる支援の最新状況を確認する。既往の無収水対策の技術協  
力等及び想定されている給水監視・制御に係る無償資金協力の成果  
を踏まえ、施設整備と能力強化の相乗効果、支援の重複・空白及び  
連携の可能性を分析する。

オ) 南部 3 県の対象地域を選定し、水道事業体職員及び他の調査団員等  
と協力して、住民の水利用状況に関する簡易的なアンケート調査  
(計 40 世帯程度を目安とし、対象・規模は発注者と協議)を実施  
する。女性住民の水アクセス、給水時間、水確保の負担及び顧客サ  
ービス上の課題を把握し、支援対象及びジェンダー活動(案)の検  
討に用いる。発注者が提供するアンケート案を参考に確認内容を調  
整し、調査対象者の同意及び個人情報の保護に配慮する。

カ) 上記オ)において、対象地域の難民及びホストコミュニティ、貧困  
層／障がい者等の脆弱層の概況、給水サービスへのアクセス及び人  
権課題を調査する。料金負担、サービスの公平性及び紛争予防配慮  
を踏まえた対応策(案)を検討し、他の調査団員等と協議する。

④ JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き(水資源)<sup>1</sup>に準じ、  
ジェンダー平等に関する調査を実施する。ヨルダン及び対象地域の水分  
野について、社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異な  
るニーズや課題等に関する以下の項目等を収集・分析する。

ア) ジェンダー平等に関する取り組み状況(給水地区の女性住民の水ア

---

<sup>1</sup> 「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【水資源】」(和文：  
[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance\\_04\\_water.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water.pdf)、英文：  
[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance\\_04\\_water\\_eng.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water_eng.pdf))

クセス状況を含む給水状況（給水時間含む）、衛生状況（水系感染症の感染状況）、顧客満足度調査状況）

イ）MWI、WAJ、AWC 及び南部 3 県の水道事業体のジェンダー推進状況、女性比率、勤務制度等のジェンダー課題及びジェンダー平等に対する意識

ウ）関係機関及び他開発パートナーによる水分野の事業におけるジェンダー調査結果、取組状況及び教訓

- ⑤ ジェンダー分析方針に沿って分析を実施し、今後の協力におけるジェンダーの視点に立った取組導入の可能性を検討する。把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、必要な投入（案）及び進捗を測る指標（案）を提案し、協力候補及びロードマップに反映する。また、給水サービスにおける紛争予防配慮を含め、貧困層等向けの対応策を検討する。
  - ⑥ 調査結果に基づき、現地業務の中盤までに、事業体の成長段階に応じた支援課題と優先順位を整理する。
  - ⑦ 重点地域・事業体及び協力候補について、目標、期待される成果、活動、指標、実施体制、期間、必要な投入及びリスクを比較し、段階的なクラスター・ロードマップ（案）を他の調査団員等と検討する。指標の設定に当たっては、開発課題別の指標例及び既往協力の教訓を踏まえ、基準値の取得可能性とモニタリング体制を確認する。
  - ⑧ 関係機関に対する評価・分析結果、優先的な協力候補、クラスター・ロードマップ（案）及び M/M（案）の説明に参加し、意見及び今後の検討事項を整理する。
  - ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を JICA ヨルダン事務所等に報告する。
- （3）整理業務（2027 年 2 月中旬～2027 年 2 月下旬）
- ① 調査結果報告会に出席し、担当分野に係る評価・分析結果を報告する。
  - ② 重点地域・事業体、優先的な協力候補及びクラスター・ロードマップ（案）を取りまとめ、JICA の今後の協力に係る提言を作成する。
  - ③ 評価 6 基準の観点から、運営管理体制、財務・人員、NCP 等の施設整備、他開発パートナーの支援及び安全管理等に関するリスクを分析し、リスク管理チェックシート（案）に整理する。
  - ④ 評価 6 基準に基づく分析結果、支援の必要性・実施可能性・期待される効果及び協力候補の優先順位を評価・分析結果整理表（案）（和文・英文）に取りまとめる。

- ⑤ 担当分野の評価・分析報告書（案）を作成する。報告書には、成長段階の評価、既往協力の成果・課題、NCP 等との連携、重点的な協力候補、クラスター・ロードマップ及び今後の協力方針に関する提言を含め、JICA 地球環境部に提出・報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

- 担当分野に係る評価・分析報告書（案）（クラスター・ロードマップ及び協力提言を含む）（和文）

2027 年 2 月 26 日（金）までに提出。

収集資料一式を添付し、簡易製本／電子データにて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>  
↓

留意点は以下のとおりです。

### （1） 航空賃及び宿泊費・宿泊手当等

航空賃及び宿泊費・宿泊手当等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

### （1） 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

現地業務は 2027 年 1 月 25 日～2 月 13 日を予定しています。

JICA の調査団員は本業務従事者から約 1 週間遅れて現地調査を開始する予

定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA ヨルダン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし。関係機関との協議は原則として英語で行います。
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。ただし、JICA 団員不在時は、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チームから配付しますので、[gegwt@jica.go.jp](mailto:gegwt@jica.go.jp) 宛にご連絡ください。

・南部地域無収水対策能力強化プロジェクトに係る既往協力資料

- ② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

・ヨルダン国 水セクターにおける情報収集・確認調査ファイナルレポート

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000056445.html>

・ヨルダン国 マアン県における給水制御システム導入計画準備調査報告書 (先行公開版)

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000053896.html>

・JICA グローバルアジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」

<https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/water/ku57pq>

[00002cybbn-att/business\\_strategy\\_01.pdf](#)

- ・「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き 水資源」

[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance\\_04\\_water.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water.pdf)

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ヨルダン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上